

○新旧対照表（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務））

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>11 入札参加者の I C カードの取扱い（代表者の権限の委任等）</p> <p>11-1 電子入札を利用することができる I C カードの基準 (1) ～ (3) 省略</p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p>附則 この運用基準は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。</p>	<p>11 入札参加者の I C カードの取扱い（代表者の権限の委任等）</p> <p>11-1 電子入札を利用することができる I C カードの基準 (1) ～ (3) 省略 <u>(4) 復旧・復興建設工事共同企業体</u> <u>入札可能な I C カードは、復旧・復興建設工事共同企業体（以下、「復旧・復興 J V」という。）の代表会社の代表者の I C カードとする。ただし、単体企業用に登録した I C カードは、復旧・復興 J V 用に利用者登録することができないものとする。</u> <u>(5) 省略</u></p>

（様式 4） 、 （様式 5） 及び （様式 6） を次のとおり改める。